

2023年6月26日

女性活躍推進法に基づく 独立行政法人情報処理推進機構 一般事業主行動計画

独立行政法人情報処理推進機構は、男女問わず職員が活躍できる環境の整備を行うため、「女性活躍推進法」に基づく行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間
2. 計画内容

目標1：管理職に占める女性割合を20%程度とする

対策：女性管理職のキャリア形成イメージを具体化する。
テレワーク制度等の改善を検討し、職場環境の充実化を図る。

目標2：有給休暇取得日数の平均を14日以上とする

対策：管理職は職員に対して年次有給休暇を有効に取得できるよう指導する。
人事部門より、定期的に各部門長に向けて職員の年次有給休暇の取得状況を報告する。

<女性の活躍に関する情報公表>

- ・管理職に占める女性割合
18%
- ・年次有給休暇取得日数の平均日数
13.3日
- ・男女の賃金の差異
次頁のとおり

男女の賃金の差異について

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	76.8%
正規職員	72.4%
パート・有期社員	83.7%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：当機構が直接雇用し、かつ雇用期間の定めがない職員を指す。出向者については、当機構から機構外への出向者を含み、機構外から当機構への出向者を除く。

パート・有期社員：常勤嘱託、非常勤嘱託、特定任期付職員を含み、派遣職員、外部からの出向者を除く。

差異についての補足説明：

<正社員>

女性よりも男性の年齢層が高く、管理職級の役職の占める割合も男性が高いことから差異が生じていると考えられる。

<パート・有期社員>

女性よりも男性の年齢層が高く、管理職級の役職の占める割合も男性が高いことから差異が生じていると考えられる。